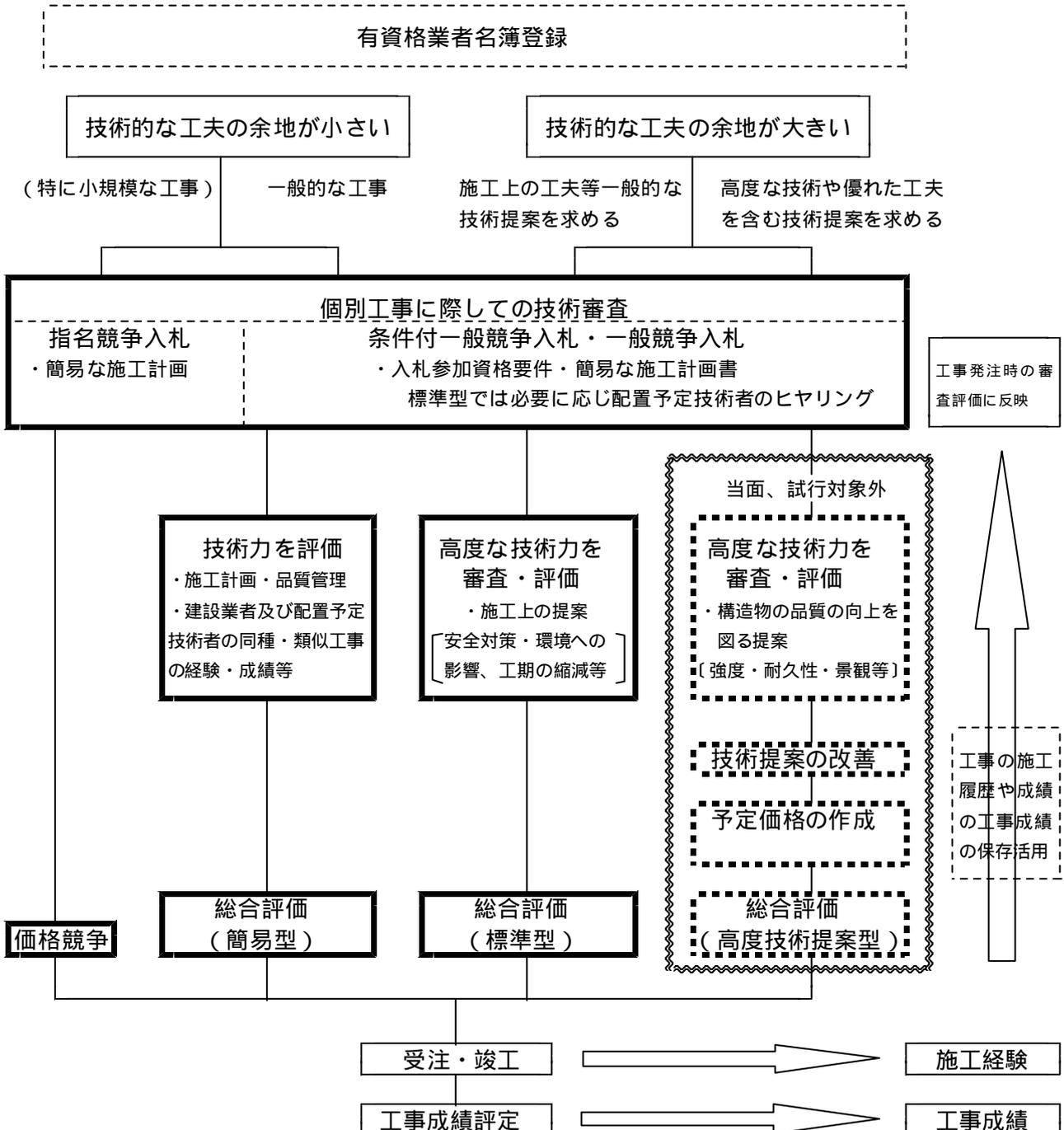


1 総合評価方式の意義

公共工事の入札は、従来「価格のみの競争」が中心であったが、全国的に公共事業費の減少が続く中で、競争が激化し低価格入札が増加し、その弊害として、手抜き工事、下請けへのしわ寄せ、安全対策の手抜きなどが現れ始めている。

このような背景から平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、入札参加者に技術提案を求め、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の取り組みが求められている。総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術力を有する者が施工することになり、品質確保、性能向上、長寿命化、将来の維持管理費の低減あるいは環境対策等において住民、利用者に利益がもたされることとなる。

2 公共工事における技術力の評価・活用



### 3 総合評価方式の試行適用区分について

金額	入札方式	総合評価区分
24.1億円以上	一般競争入札(WTO)	総合評価方式「高度技術提案型」 当面、試行対象外  総合評価方式「標準型」 H19から試行実施  総合評価方式「簡易型」 H18から引き続き試行実施
3千万円以上 3千万円未満	条件付一般競争入札	
3千万円未満	指名競争入札	H19個別工事の技術審査を試行

総合評価方式の試行は、平成18年度では条件付一般競争入札対象工事から抽出して「簡易型」を実施した。さらに、平成19年度においても「簡易型」に加え、「標準型」を試行する。  
 なお、災害復旧工事など緊急を要する工事は総合評価方式試行の対象としない。

		簡易型	標準型
技術特性		技術的な工夫の余地が小さい工事	技術的な工夫の余地が大きい工事
評価項目		<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の技術力に対する評価</li> <li>配置予定技術者の技術力に対する評価</li> <li>企業の地域社会に対する貢献度を評価</li> <li>当該工事の施工計画の適切性に対する評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的要請への対応に関する技術提案（作業日数の短縮、交通規制日数の短縮、騒音・振動対策、水質対策、防塵対策、大気汚染・悪臭対策、歩行者の安全確保など）</li> </ul>
加算点		最大10点の範囲とする	簡易型の加算点に加え、評価項目に応じ最大20点の範囲で加算する
審査機関	一般競争	一般競争入札実施要領に基づく施工計画技術審査会	
	条件付	入札参加条件等審査委員会会長が指名する総合評価技術審査会	
申請内容等に対するペナルティ		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類等に係る虚偽の申請については不正又は不誠実な行為として厳正に対処するとともに、落札者決定に反映された技術提案について、履行できなかった場合についても、厳正な措置を行う。（当面、入札参加資格制限（指名停止も含む）工事成績の減点を行うが、さらに検討を進める）</li> </ul>	

標準型については、簡易型の評価項目に加え、当該工事の工事特性の応じて適宜評価項目を設定し評価するものとする。

#### 4 平成19年度総合評価方式試行における改正点について

##### (1) 簡易型における評価項目の改正

県内各地域における地元事業者は、県民生活の安全・安心を確保するために大きな役割を担っていることを考慮し、地元事業者の受注機会の確保を図るため、地域の防災活動への取組や道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動を重点的に評価し、以下の内容のとおり改正する。

改正前		改正後	
企業の地域社会に対する貢献度を評価			
ボランティア活動など（参加と連携による地域づくりへの取組）			
・過去3年間に地域の防災活動への取組や道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	0.5点	・過去3年間に当該工事箇所と同一の市町村内で、地域の防災活動への取組や道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	4.0点
・上記以外	0.0点	・過去3年間に県内で、地域の防災活動への取組や道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	1.0点
		・上記以外	0.0点

##### (2) 簡易型における評価項目の改正

建設投資の減少などにより厳しい経営環境にある建設業者が、今後、企業の存続や雇用の確保を図っていくためには、本業である建設業以外の新たな事業分野への進出についても検討していくことが求められており、経営基盤の強化に取り組む業者に対し受注機会の確保を図っていく必要があることから、以下の内容のとおり改正する。

改正前		改正後	
企業の地域社会に対する貢献度を評価			
新分野進出（過疎・中山間地域対策への取組）			
・過去5年以内で建設業以外の分野へ進出し、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	0.5点	・過去5年以内で建設業以外の分野へ進出し、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1.0点
・上記以外	0.0点	・上記以外	0.0点

(2) 評価値算出基準の改正

最近の国及び他都道府県の入札では、極端な低入札が増加している状況にあり、公共工事の品質等に重大な支障が発生することが懸念されている。また、一般的に低入札工事は、下請業者における赤字の発生や適正な施工体制が確保されない恐れがあるとされており、本県における平成18年度の総合評価方式の結果においても、8件中2件の入札で落札率75%以下となっている。

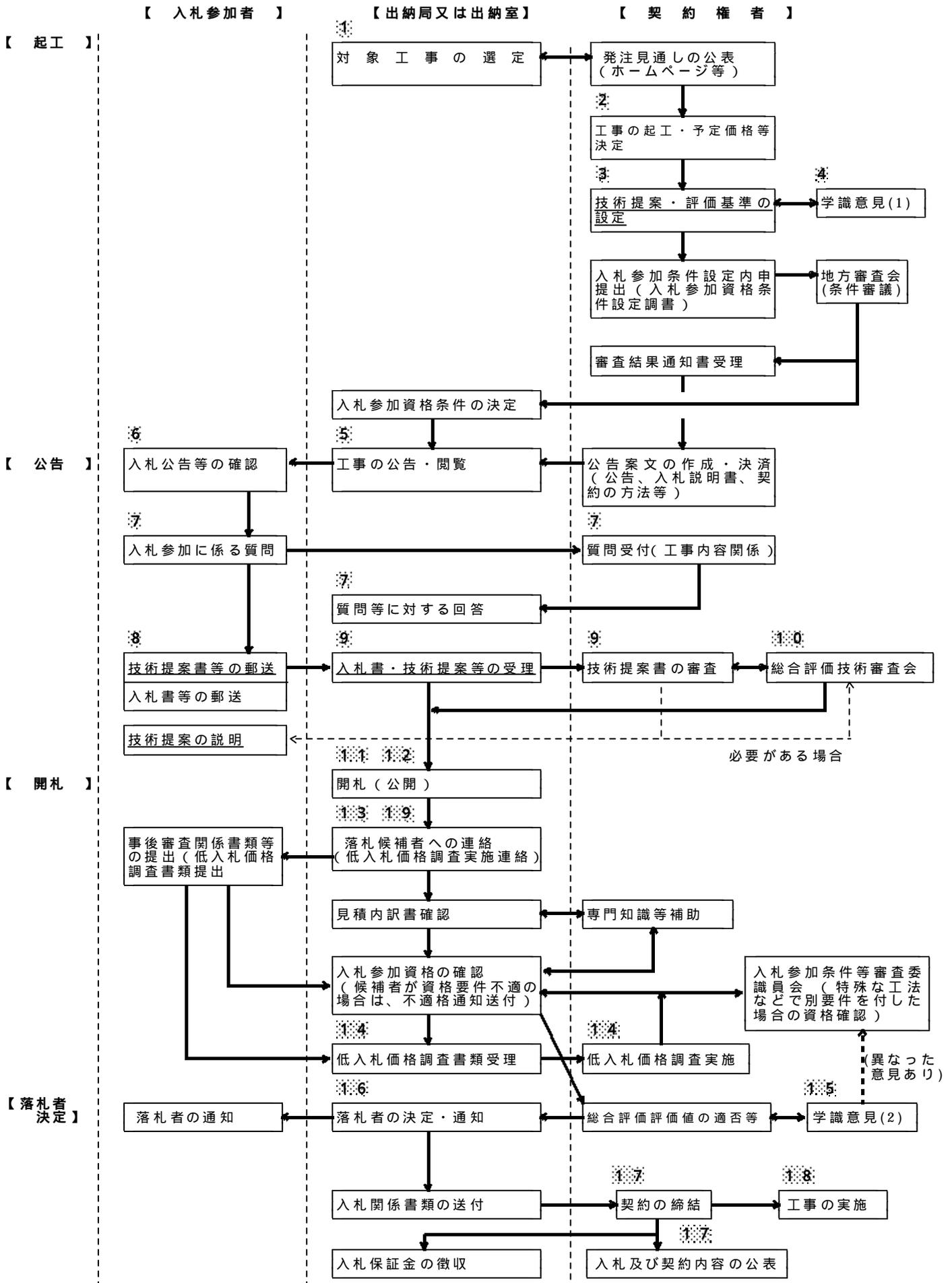
平成19年度の試行に当たっては、過度な安値による競争を防止するため、一定基準以下の入札金額は評価値を算出する上で評価しない方法を新たに加え、評価値算出基準を以下のとおり改正する。

改正前	改正後
評価値 = 技術評価点 / 入札価格 技術評価点 = 標準点 (100点) + 評価項目ごとの加算点 (最大 10 ~ 30点)	評価値 = 技術評価点 / 評価値算出価格 技術評価点 = 標準点 (100点) + 評価項目ごとの加算点 (最大 10 ~ 30点) 評価値算出価格については以下を選択する。 入札価格評価型 (従来) 評価値算出価格 = 入札価格 基準価格設定型 予定価格算出の基礎となった工事積算を基に 評価基準価格を設定する。この場合、評価基準 価格を上回る価格を入札した参加業者の評価 値算出価格は入札価格とし、評価基準価格 以下の価格を入札した参加業者の評価値算出 価格は、評価基準価格とする。なお、 <u>評価基準            価格の算定式及び値については非公開</u>

(3) 技術提案の改善

これまでの試行では、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案になる場合や一部の不備を解決できる場合には、当該提案者に技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができるものとしていたが、透明性の確保の観点から改善については行わないものとする。

# 条件付一般競争入札（総合評価方式・事後審査型）入札・契約手続フロー（H19.10以降）



## 6 落札者決定基準等

### (1) 簡易型における評価項目、配点

簡易型における評価項目は以下の ~ の項目を基本とする。

簡易型における加算点は最高10点とする。

評価項目の評価基準日は当該工事の入札日とする。

#### 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価項目	評価基準	加算点	得点
施工能力	過去10年間の同種・類似工事（公共事業に限る）において、当該工事の予定価格以上の施工実績がある場合	1点	
	上記以外	0点	
工事成績 （福島県発注の工事について評価）	過去4年間に福島県発注の同種・類似工事において工事成績評点が80点以上の施工実績がある場合	1点	
	上記以外	0点	
優良工事表彰 （福島県優良工事表彰の有無について評価）	過去10年間に福島県発注の同種・類似工事において優良工事表彰の受賞実績がある場合	1点	
	上記以外	0点	
品質管理能力	当該企業がISO9001の認証を取得している場合	1点	
	上記以外	0点	
技術者確保数 （当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数を評価）	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が入札参加業者の平均人員数以上の場合	1点	
	上記以外	0点	
小計点			/ 5

#### 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価項目	評価基準	加算点	得点
施工能力	過去10年間の同種・類似工事（公共工事に限る）において、当該工事の予定価格以上の工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	1点	
	上記以外	0点	
工事成績 （福島県発注の工事について評価）	過去4年間に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績が80点以上の工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	1点	
	上記以外	0点	
資格保有年数	1級土木施工管理技士等（1）の資格を保有して20年以上の経験がある場合	1点	
	上記以外	0点	
優良工事表彰 （福島県優良工事表彰の有無について評価）	過去に福島県発注の同種・類似工事において監理技術者又は主任技術者として優良工事表彰の受賞経験がある場合	1点	
	上記以外	0点	
小計点			/ 4

1：建設機械、建築、電気工事、管工事、造園

企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価項目	評価基準	加算点	得点
障害者雇用の実績 (ユニバーサルデザインへの取り組み)	・法定義務のある企業にあっては、法定雇用率以上の障害者雇用、法定義務のない企業にあっては障害者雇用がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	
安全管理 (安全で安心な社会形成への取り組み)	・過去10年間に国等(労働基準監督署など)が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	
環境への配慮 (循環型社会の形成への取り組み)	・当該企業がISO14001の認証を取得している場合	0.5点	
	上記以外	0点	
地域経済への貢献 (活力ある個性豊かな社会の形成への取り組み)	・県内業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を県内業者(下請けを含む)により施工する場合 ・県外業者にあっては、当該工事の請負金額の50%以上を県内業者(下請けを含む)により施工する場合	0.5点	
	上記以外	0点	
	・入札参加業者の本店、支店又は営業所の所在地を評価 1 入札参加資格要件が建設事務所管内の時で、当該工事箇所が該当する土木事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合 2 入札参加資格要件が建設事務所管内及び隣接建設事務所管内の時で、当該工事箇所が該当する建設事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合 3 入札参加資格要件が県内の時で、当該工事箇所が該当する建設事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合 4 入札参加資格要件が隣接県を含む時は、県内に本店がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	
	・過去10年間に当該工事箇所と同一の市町村内において工事実績がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	
ボランティア活動など (参加と連携による地域づくりへの取り組み)	・過去3年間に当該工事箇所と同一の市町村内で、地域の防災活動への取り組みや、道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	4.0点	
	・過去3年間に県内で地域の防災活動への取り組みや道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	1.0点	
	上記以外	0点	
次世代育成支援 (子育て支援など次代を拓く仕組みづくりへの取り組み)	・福島県次世代育成支援企業認証制度による「子育て応援」の認証を取得している場合	0.5点	
	上記以外	0点	
	・福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を所得している場合	0.5点	
上記以外	0点		
新分野進出 (過疎・中山間地域対策への取り組み)	・過去5年以内で建設業以外の分野への進出し、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1.0点	
	上記以外	0点	
小計点			/ 9

注：支店、営業所は県内に主たる営業所を有する業者の支店、営業所であって、「福島県平成19・20年度工事等請負有資格業者名簿」に記載された委任先の支店、営業所をいう。

施工計画の適切性に対する評価

評価項目	評価基準	加算点	得点
施工計画評価 (提出された技術審査書の内容を評価)	技術審査書の合計点が90点以上の場合	10点	
	技術審査書の合計点が85点以上90点未満の場合	8点	
	技術審査書の合計点が80点以上85点未満の場合	6点	
	技術審査書の合計点が75点以上80点未満の場合	4点	
	技術審査書の合計点が70点以上75点未満の場合	2点	
	技術審査書の合計点が70点未満の場合	0点	
小計点			/ 10

合計点	~ 小計点の合計		/ 28
-----	----------	--	------

加算点(最高10点)	加算点 = 合計点 / 28点 × 10		点
------------	----------------------	--	---

加算点は、小数点第3位を切り捨てる。

(2) 標準型の評価項目、加算点

標準型に関する評価項目は、簡易型の評価項目に下表の評価項目を加える。

標準型における加算点は1項目当たり10点を標準とし、最高点20点(2項目)までの範囲で設定する。

評価項目の設定は、当該工事の内容に応じて下表の項目より適宜設定するものとする。

なお、下記の評価項目はあくまでも例であるので、工事の特性を考慮してこれ以外の評価項目でも設定することが可能とする。

社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目(工事現場周辺における対策)	評価方式	加算点	得点
現場作業日数の短縮	住民、道路利用者への影響の指標 (ある特定工種あるいは全体について)	(a)	0 ~ 20点
交通規制日数の短縮	道路利用者への影響、渋滞助長の指標	(a)	
騒音・振動対策	住民への影響	(a),(c)	
供用性(路面平坦性)	道路利用者への快適性、維持管理性	(b),(c)	
歩行者の安全確保策	道路利用者、交通弱者への配慮	(b),(c)	
仮設ヤードの確保策	道路利用者、土地改変への配慮	(b),(c)	
評価項目(環境に対する影響の軽減)			
水質汚濁、防塵対策	住民、環境への配慮	(a),(c)	
大気汚染・悪臭対策	住民、環境への配慮	(a),(c)	
地盤沈下・土壌汚染	環境対策	(a),(c)	
評価項目(省資源対策又はリサイクル対策)			
リサイクル製品の活用		(b),(c)	
建設副産物の抑制		(b),(c)	

注：評価方式は例示であり、評価基準の定め方により適宜適切な方式を採用すること。

各評価項目の評価基準については、下記（a）による定量的評価、または（b）（c）による定性的評価のいずれかによる。

評価方式	説 明
（a）数値方式	提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の性能等（標準案等）の数値に0点を与える。その中間の数値には、按分した点数を与える。（小数第2位で四捨五入し、小数1位を基本とする）
（b）判定方式	数値化が困難な場合、優良可等2～3段階の階層を設け、入札参加者の評価項目値が該当する階層を判定し、その階層に応じた点数を与える。例えば3階層とすれば、優に3点、良に2点、可に1点、提案無しに0点を与えることなどが考えられる。
（c）順位方式	数値化が困難な場合、入札参加者を順位付けし、順位により点数を与える。最上位者に満点、最下位者に0点を与え、その中間は均等に按分して点数を与える。

### （3）総合評価の方法

標準点（100点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価は「技術評価点」を当該入札者の評価値算出価格で除した値（評価値）の大小をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{評価項目ごとの加算点} \\ \text{評価値} &= (\text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格}) \times 1,000,000 \end{aligned}$$

注：評価値を算出する式で（×1,000,000）は評価値を見やすくするため。

#### 入札価格評価型

入札価格を評価値算出価格とする。

#### 基準価格設定型

予定価格算出の基礎となった工事積算を基に評価基準価格を設定する。この場合、評価基準価格を上回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は入札価格とし、評価基準価格以下の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

具体的な算出方法は、別紙のとおり。なお、**評価基準価格の算定式及び値については非公表とする。**

入札価格 > 評価基準価格 の場合は、評価値算出価格 = 入札価格

入札価格 ≤ 評価基準価格 の場合は、評価値算出価格 = 評価基準価格

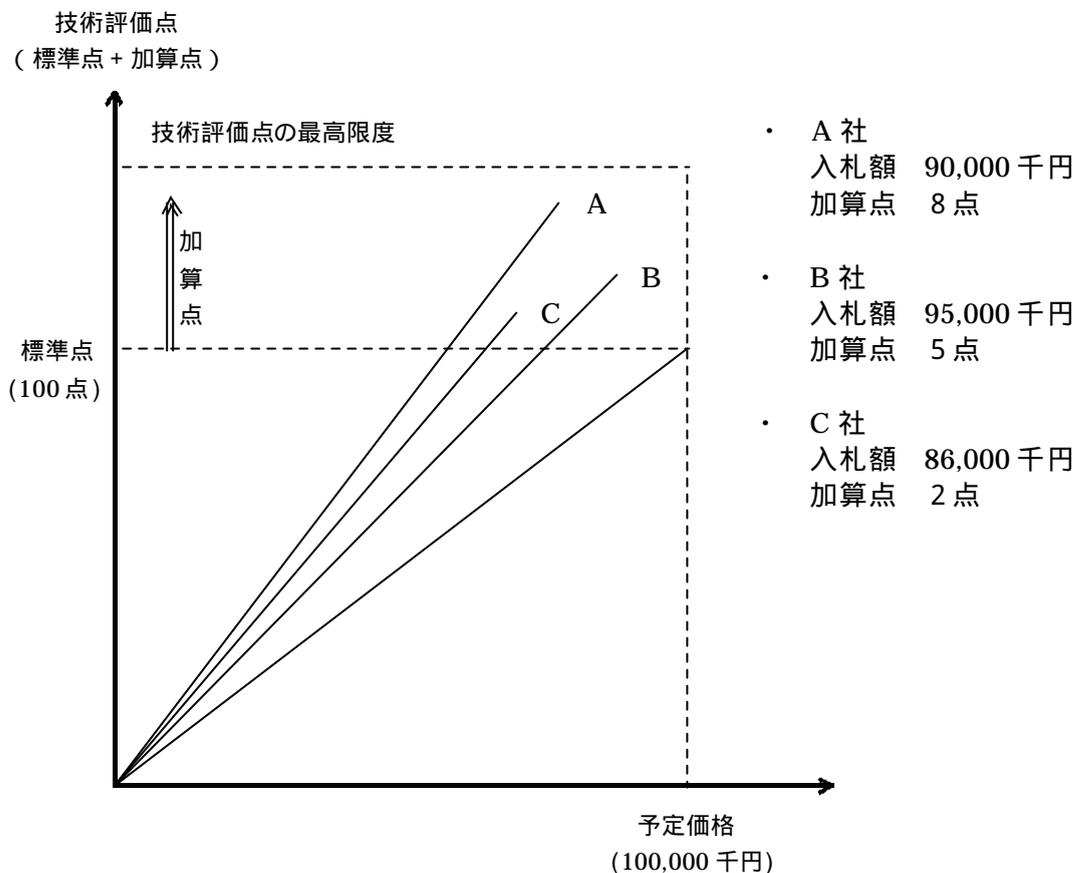
### （4）落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値（小数点以下の有効桁数は設けない）」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が全く同数値の者が2名以上のときはクジにより決定する。

なお、総合評価方式では最低制限価格を設けず、低入札価格調査制度により落札者を決定する。

- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ・ 技術提案が発注提示案を満たしていること。

総合評価方式における落札者決定のイメージ（入札価格評価型）



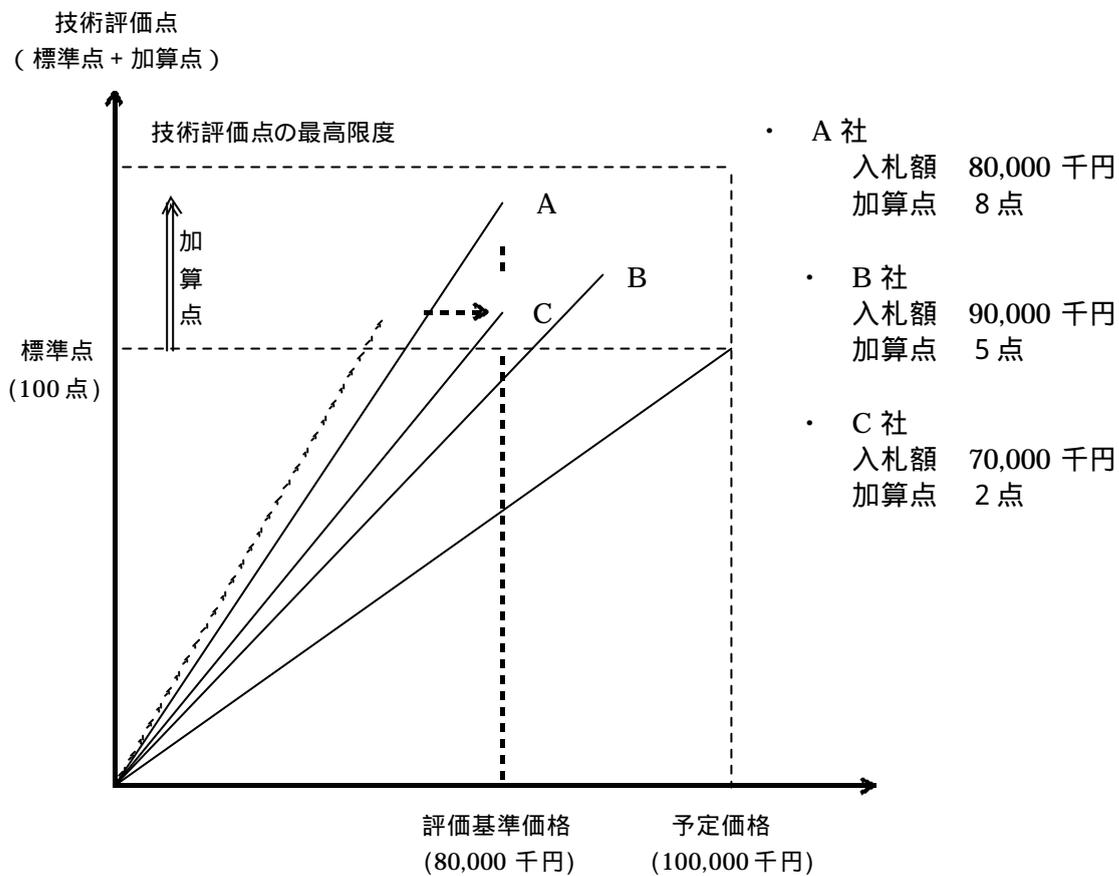
評価値計算例（除算方式）

	A社	B社	C社	備考
加算点	8	5	2	
技術評価点(標準点+加算点)	108	105	102	
評価値算出価格(入札額)	90,000千円	95,000千円	86,000千円	
評価値(技術評価点/入札価格)	1.20000	1.10526	1.18604	
評価順位				

注1：評価値は小数点5位までの表示とする。

注2：落札者決定の判定では、評価値の有効桁数は設けない。

総合評価方式における落札者決定のイメージ（基準価格設定型）



評価値計算例（除算方式）

	A 社	B 社	C 社
加算点	8	5	2
技術評価点(標準点+加算点)	108	105	102
入札額	80,000 千円	90,000 千円	70,000 千円
評価値算出価格	80,000 千円	90,000 千円	80,000 千円
評価値(技術評価点/評価値算出価格)	1.35000	1.16667	1.27500
評価順位			

注1：評価値は小数点5位までの表示とする。

注2：落札者決定の判定では、評価値の有効桁数は設けない。

## 7 学識経験者（委員）からの意見聴取

### (1) 意見聴取

総合評価方式により入札を実施しようとするとき、工事執行権者は地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、総合評価方式を行おうとするとき、落札者決定基準を定めようとするとき、落札者を決定しようとするとき

には学識経験を有する者2名以上の意見を聴取することとなっている。

### (2) 委員の構成

学識経験者は原則県内の大学等の教授等から選任する。

### (3) 意見聴取方法

学識経験者からの意見聴取方法は、事務の効率化を図る観点から総合評価方式を行おうとするとき、落札者の決定基準を定めようとするとき、の2項目については同時に聴取することを原則とし、聴取方法は下記のいずれかの方式によるものとする。

#### ・ 会議方式

意見聴取事務の効率化を図るため、各方部の委員を招集し「福島県総合評価委員会（以下評価委員会という）」を開催し、県内で予定している総合評価方式対象工事及び当該工事の評価項目・評価基準等について一括して意見を聴取する。

評価会議は、2名以上の委員の出席で成立する。

また、各工事執行機関ごとに2名以上の委員を招集し評価会議を開催して、意見を聴取することも可能とする。

#### ・ 個別方式

対象工事の意見聴取が緊急の場合又は2名以上の委員の招集が困難な場合には、各工事執行機関ごとに2名以上の委員と日時を調整して意見を聴取することも可能とする。

## 8 技術提案等

### (1) 技術提案

・ 入札参加業者は、工事執行権者が示す「発注提示案」と異なる施工方法等の提案がある場合その内容を示す技術提案書を提出する。（標準型の場合）

なお、その提案が採用できない提案の場合は無効とする。

・ 技術提案をせず、発注提示案に基づき施工する場合はその旨を記載する。

### (2) 技術提案の審査

技術提案の審査は、一般競争入札にあっては施工計画技術審査会、条件付一般競争入札にあっては、入札参加条件等審査委員会会長が指名する総合評価技術審査会により審査する。

審査にあたり、必要があると認められる場合には、入札参加希望者から技術提案について説明を求めることができる。

## 9 入札情報等の公表

### (1) 入札公告

入札公告文を掲示板へ掲示するとともに、工事執行権者のホームページへ掲載する。

なお、入札公告及び入札説明書には、当該工事が総合評価方式の対象工事であること、総合評価に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方法及び落札者の決定方法を明示するものとする。

### (2) 設計図書の見直し

入札公告と同時に設計図書を閲覧に供する。

### (3) 質問等への回答

条件付一般競争入札の手続きに準じるものとする。

### (4) 入札結果

入札結果については、総合評価方式入札結果（様式第4号）により公表するものとする。ただし、技術提案は提案者の知的財産に関わるものであるため公表しない。

## 10 評価内容の担保

落札者決定に反映された技術提案については、県と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置を定めておくものとする。

落札者の責により技術提案に係る工事の履行が困難となり、再度施工が合理的でない場合のペナルティは次のとおりとする。

なお、試行期間中においては、入札参加資格制限、工事成績評点の減点とする。

### 【入札参加資格制限】

当該業者の申請内容及び施工内容等の実績を取りまとめ、主務グループを經由し入札改革グループに報告するものとする。

### 【工事成績評点の減点】

- 1 当該工事の工事成績は工事成績評定要領に基づき評定を行う。
- 2 建設事務所（又は本庁）工事成績評定評価委員会において、履行できなかった工事内容等を検証し工事成績の減点数を決定する。
- 3 減点した工事成績を請負工事成績評定通知書実施要領に基づき通知する。